〇厚生労働省告示第百二十五号

五. 号) 医 薬 第六 品 + 医 八 療 条 機 器 \mathcal{O} 等 五. 第 \mathcal{O} 品 項 質、 \mathcal{O} 規 有 定 効 に 性 基 及 づ び き、 安 全 性 医 薬 \mathcal{O} 밆 確 保 等 医 に 療 機 関 器 す る 等 \mathcal{O} 法 品 律 質、 昭 有 和三 効 + 性 及 五. び 年 法 安 全 律 第 性 \mathcal{O} 百 確 兀 保 +

十六 年厚 生 労 働 省 告 示 第 兀 百 匹 $\overline{+}$ 八 号) \mathcal{O} 部 を次 0 ように 改正 す う。 る。

等

に

関

す

る

法

律

第六

+

八

条

 \mathcal{O}

五.

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き

厚生

労

働

大

臣

が

指

定す

る

特

定

医

療

機

器

平

成 二

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

(8) 経カテーテルブタ心のう膜弁

第

七

号

に

次

 \mathcal{O}

ように

加

え

る。